

教育委員会 平成21年度3月定例会会議録

平成22年3月3日（水）鎌倉市役所 402会議室

9時30分開会、10時45分閉会

出席委員 仲村委員長、林委員、藤原委員、山田委員、熊代教育長

傍聴者 12人

（会議経過）

仲村委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより3月定例会を開会する。

本日の会議録署名委員を林委員にお願いする。

それでは、日程に従い、議事を進めるが、後ほど課長等報告で「（仮称）鎌倉博物館・（仮称）鎌倉美術館の複合施設について」があるが、この件について、事務局から、市長部局の生涯学習推進担当、文化・教養施設整備担当職員を出席させたい旨の申し出があり、これを了承し出席させているので、御承知おき願いたい。

<日程第1 報告事項>

1 課長等報告

- (1) （仮称）鎌倉博物館・（仮称）鎌倉美術館の複合施設について

生涯学習部次長

報告事項（1）「（仮称）鎌倉博物館・（仮称）鎌倉美術館の複合施設について」、御報告する。

野村総合研究所跡地における（仮称）鎌倉博物館・（仮称）鎌倉美術館については、これまで総合計画のリーディングプロジェクトとして位置づけられ、事業推進してきたが、本市の厳しい財政状況の中、限られた財源を効率的に配分する上では、その優先順位を見直し、さらに、その規模・機能・事業費の縮小や段階的整備への変更、あるいは、事業実施時期の延伸、野村総合研究所跡地以外での既存施設の活用等を検討せざるを得なくなった。

そこで、これまでの検討経過を踏まえ、鎌倉博物館、鎌倉美術館の整備のあり方を、配付資料「野村総合研究所跡地整備にかかる今後の基本方針」として定めたので、その内容について御報告する。

それでは、3ページをお開き願いたい。

まず、「1 野村総合研究所跡地整備にかかる経過」は、9ページ資料の別紙1・10ページ別紙2にもあるように、平成19年度に教育委員会に設置しました鎌倉博物館展示計画等検討委員会の中で、博物館を生物科学研究所新館・旧館すべてを活用して、配置する考え方が

示され、また、この検討経過も踏まえ、鎌倉美術館検討委員会では、本館の一部に美術館を配置する事となった。

とりわけ鎌倉美術館については、本館において行政財産の土地上における公共施設と民間施設との合築の問題が生じ、また、鎌倉博物館の当初の整備面積からの拡大による整備費の増加という課題が出てきた。

そこで、これらを解決する手法として、区分所有権の設定や財政支出の長期平準化が可能となるPFI法の活用による事業推進を図ることとなった。

4ページに示されているように、今年度においては、民間活力導入可能性調査を実施し、この調査を踏まえ、平成22年度以降、PFI事業の手続を進め、平成24年度には事業プロポーザルにより事業者を選定し、28年度中には、博物館、美術館を開館する予定であった。

しかし、市の全体方針として、野村総合研究所跡地における博物館・美術館整備の凍結ということで、これらの考え方を見直し、「2 鎌倉博物館・鎌倉美術館整備にかかる今後の基本方針」を取りまとめたものである。

まず、「(1) 鎌倉博物館」の今後のあり方だが、博物館については、従来、「歴史博物館」「埋蔵文化財センター」「中世史研究センター」の三つの機能を持つ施設として考えてきたが、今後、当面は、このうち「埋蔵文化財センター」のみの整備に規模機能を縮小するものである。

現状を申し上げると、市内の発掘調査による出土遺物については、現在、野村総合研究所の生物科学研究所旧館に保管されており、整理用のコンテナ箱で約3万箱ある。こうした中で、出土遺物の保管場所を野村総合研究所施設以外で選定することは、きわめて難しい状況にある。

あわせて、出土遺物をただ保管しているだけでは死蔵に等しく、きちんとした整理・分類・保存処理を早急に講ずるべきであり、同時に、市民にも公開していくべきとの意見が市民や議会、専門家からも強く出されている事実もあり、この状況への対応は、本市にとって喫緊の課題である。

こうしたことから、鎌倉博物館の整備は、まず、出土遺物を、整理・保管・調査研究する機能を先行的に整備し、その機能を「埋蔵文化財センター」として位置づけ、展示機能を含めた鎌倉博物館としての整備は、第3期基本計画において検討することとして、5ページに二つの方針を掲げている。

1つ目として、第2期基本計画後期実施計画期間中は、出土遺物の整理、保管、調査研究に特化する機能として、生物科学研究所新館を活用して、「埋蔵文化財センター」を整備する。

2つ目として、将来的には、第3期基本計画以降の時期に「埋蔵文化財センター」に加え、歴史資料の展示機能・教育普及機能も含めた観覧・集客施設として、「鎌倉博物館」の実現を図ることとする。現在、出土遺物を保管している生物科学研究所旧館は解体撤去し、その敷地を鎌倉博物館の用地とする。

次に、5ページの下、「(仮称)財団法人鎌倉市埋蔵文化財センターの設立」については、現状の発掘調査の課題として、調査員の「賃金」や位置づけの問題、あるいは、雇用期間の問題、また、調査体制の問題等があり、市民からの発掘調査の依頼には充分に対応できず、恒常的な苦情も寄せられている。また、発掘調査員の高齢化も進み、人員不足、後継者不足

に陥っており、本市の発掘調査体制が危機的な状況にある。

こうしたことから、現在の市内発掘調査業務の担い手として、また、今後、生物科学研究所新館に整備する「埋蔵文化財センター」運営の担い手として、財団法人を設立し、発掘調査体制の整備・強化、出土遺物の整理・分類・管理・調査研究の体制を推進することとして、6ページに方針を掲げている。

すなわち、発掘調査・研究体制の整備のため、(仮称)財団法人鎌倉市埋蔵文化財センターを設立する。

次に、「(2) 鎌倉美術館」の今後のあり方について、まず、「美術館は市内既存施設等の活用の可能性について検討」ということで、本市の美術館整備については、平成元年に、市制施行50周年を記念して、「郷土記念館(美術館)の建設」が提案され、あわせて、教育文化施設建設基金を設置して、美術館建設に向けて積み立てを開始している。基金はこれまでの間、鎌倉美術館の建設事業、鏑木清方記念美術館の建設事業費等、また、平成20年には川喜多映画記念館の建設事業費に活用してきており、現在の基金残高は平成22年4月見込みで約14億円である。

美術館は、当初、旧鈴木邸用地を候補としていたが、野村総合研究所跡地の寄贈により、当該地の既存建物の再生活用により建設すると定め、取り組んできたものである。今後は整備費の縮減や集客施設としての利便性を追及するという考え方にに基づき、野村総合研究所跡地以外での適切な用地・施設の選定と、事業規模に見合った施設内容を検討していくこととして、7ページにあるような方針を掲げている。

すなわち、鎌倉美術館の整備については、第2期基本計画期間中に市内の適地の検討、あるいは市内既存施設の活用の可能性について検討を行い、第3期基本計画の早い段階で整備に向けての事業化を図る。

次に、「美術品収蔵施設(収蔵庫)の設置」について、これまで鎌倉美術館の実現を前提に多くの絵画作品等の寄贈を受けており、これらは市内の施設に一部保管、あるいは、都内の倉庫を借りて保管している状況にある。鎌倉美術館本館の整備までには多くの時間を要すること、一方、市内に調温・調湿機能のある美術品の収蔵施設を早期に設置することについて、市民からの強い要望があることから、鎌倉美術館本館とは別にして、収蔵施設を先行して整備することとしたいと考えている。

すなわち、平成24年度を目途に、美術品収蔵施設(収蔵庫)を整備する。

以上、博物館・美術館の今後のあり方、基本方針を、施設の配置として模式的にまとめたものが12ページ別紙3、全体スケジュールとして示すと13ページ別紙4のとおりである。ただし、具体的な年次スケジュールについては、今後の財政的調整あるいは実施計画との整合を図る中で確定していくものである。なお、当面の整備にかかる財源は、基金をもって充てる事を基本とする。

最後に、8ページに戻り、「3 野村総合研究所跡地の全体的活用の検討」である。これまでの方針に基づき、野村総合研究所跡地には、鎌倉博物館を、事業年度を延伸しながら段階的に整備をしていくこととし、また、鎌倉美術館は跡地以外での設置を検討することから、博物館整備用地を除く未利用地の活用については、全庁的な視点からの検討を進めていく必要がある。

以上が、「野村総合研究所跡地整備にかかる今後の基本方針」である。

なお、昨年の教育委員会4月定例会に御報告した鎌倉博物館展示等整備計画については、先ほど御説明したように、鎌倉博物館を段階的に整備していく中で、十分反映をさせていきたいと考えている。

また、同様に御報告した鎌倉美術館諸室配置等整備計画についても、基本的な考え方は、整備予定地が変更となったとしても十分有効であることから、今後、美術館整備を行う中で取り入れていきたいと考えている。以上で報告を終わる。

(2) 大町釈迦堂口遺跡の国指定史跡指定の進捗状況について

文化財課長

大町釈迦堂口遺跡については、平成21年6月定例会で発掘調査の成果を取りまとめた報告書について御報告した。その後7月に同報告書を刊行し、当該遺跡の保護・保存に向けて、土地所有者と史跡の指定について協議を重ねてきた。その結果、平成22年1月に土地所有者から史跡指定についての同意書を得ることができたので、これにより平成22年1月25日付で文部科学大臣宛「史跡の指定に係る意見具申書」を提出したものである。

意見具申をした範囲は、資料にお示ししたとおり、大町六丁目1424番外10筆等の土地で面積は、公簿面積14,981.08平方メートル（実測面積16,442.97平方メートル）である。その内訳としましては、所有者別では、民有地が公簿面積で14,695.89平方メートル（実測面積16,157.78平方メートル）で、鎌倉市有地が285.19平方メートルである。また地目別の内訳としては、山林が公簿面積10,423平方メートル（実測面積11,84.89平方メートル）、宅地等が公簿面積4,558.08平方メートルである。

今後はこの意見具申をもとに、文部科学大臣が文化審議会に史跡指定についての諮問を行い、審議会での審議を経て、国の史跡に指定する旨の答申が出された後、文部科学大臣により史跡指定の告示が行われるものである。なお、史跡指定についての諮問・答申は、年2回、春と秋に行われており、このまま問題もなく順調にいけば、早ければ夏ごろ史跡に指定されることも考えられる。また、史跡指定の実現した後は、さらに遺跡の恒久的な保護・保存を図るとともに、公開活用に供することができるよう、国・県の補助を受けて土地を買収し、公有地化を図ってまいりたいと考えている。以上で、説明を終わる。

質問・意見

(仮称) 鎌倉博物館・(仮称) 鎌倉美術館の複合施設について

藤原委員

収蔵施設をこれから設置するということだが、本来は国宝館のように国宝館の隣に収蔵庫があったほうが機能的ではないかと思うが、その辺はどうお考えか。

生涯学習部次長

本来はそのように美術館を建設して、美術館の中に収蔵庫という形だが、今の計画の中で

は美術館の建設がかなり先になってしまうので、収蔵品は、今現在、東京都内に倉庫を借りて収蔵している状況である。市内に収蔵庫を設置すると、これからの収蔵品の寄贈が望まれるという部分と、身近にあれば機会を得て、市民の皆様にも展示できるという部分があるので、美術館を待たずに、まずは収蔵庫の建設を段階的に先に整備をしていきたいと考えている。

藤原委員

そうすると、美術館が建設されても、収蔵庫はそのままその場所に残るということでしょうか。

生涯学習部次長

そのとおりである。美術館を建設しても、美術館にあわせて、その中に収蔵庫をつくる予定だが、先に建設した収蔵庫もそのまま活用していきたいと考えている。

仲村委員長

従来、野村総合研究所の跡地に博物館と美術館をつくるということだったが、ここに至って博物館に関しては大幅に縮小する、美術館に関しては跡地にはできない可能性もあるということか。

文化・教養施設整備担当課長

基本的にはそういう考え方になるだろうが、ただ、博物館は段階的整備ということで、基本的な考え方は前の計画を踏襲しているつもりである。前は、先ほども申し上げたように埋蔵文化財センター、展示機能を持った博物館、中世史研究センター、その三つを兼ね備えた7,000平米強のものをつくろうとしていたが、最終的に我々が目指すところは、第三期基本計画以降にはなってはしまうが、将来構想としてはできるだけそれに近いものをつくりたい。財政状況が厳しい中で、できる限り縮減はしていかなければいけないと思うが、基本的にはそういうものをつくりたい。当面は、喫緊の課題となっている埋蔵文化財センター、いわゆる収蔵庫施設をこれまでどおり野村跡地を活用して、生物科学棟の新館に5、6年以内につくりたいということである。

美術館は確かに野村総研跡地から出ていくような形で、市内の既存施設を活用していこうという考え方で、場所の選定は当初の計画とは変わった。

仲村委員長

この鎌倉には鶴岡八幡宮に県立の近代美術館がある。それにさらにもう一つ必要なのか。それは私の言うことではないかもしれないが、市立美術館が二つも要るのか。従来、野村跡地に美術館をつくる予定のところにつくらないとなると、要するに跡地利用はこれからの検討課題なのか。

文化・教養施設整備担当課長

全くそのとおりで、野村跡地の博物館用地の部分は、これまでどおり生物科学棟3棟のう

ち、将来的に二つまで使う。その本館に当たる部分に美術館は入ろうとしていたが、外に出ることになったので、その用地も含めて野村の跡地全体については、今後、全庁的な視野の中で考えていこうということである。

仲村委員長

財政的な問題も一番大きいのだろうが、端的に言うと、いつできるかわからないということか。

文化・教養施設整備担当課長

当面の課題となっている博物館の埋蔵文化財センター、美術館の収蔵庫は第二期基本計画内であるから、平成27年度中にまでにはぜひつくりたいと考えている。

その後、第三期基本計画以降に、美術館は本館、展示機能を持った博物館については、その時点で財政状況をにらみながら、必要性も再度検討してつくろうと。美術館の本館は第三期基本計画のできるだけ早い段階でつくりたいという考えを持っている。

藤原委員

私は野村総合研究所の跡地に博物館ができて、教育的な機能を発揮してもらいたいととても願っていたが、この計画からいくと第三次計画で、随分先に延びていく。日本全国どこを掘っても何か出てくるわけだが、鎌倉は中世の古都ということで、第三期を待たずに子どもたちの教育に活用してもらおう方向でぜひ進めていただきたい。

例えば、子どもたちに発掘を手伝ってもらおう。発掘したものがコンテナに3万個もあって、毎年1,000個ずつふえている、これだけ多くのものが出てきているわけであるから、ぜひ子どもたちにも手伝わせて、それが結局、遺跡の保存につながっていくと思う。汗を流して、自分たちが掘り上げたものを大事に保管していくということは、とても教育的な効果があると思うので、ぜひ、こういうことを子どもたちにも手伝わせるようなシステムを考えていただきたい。

それから、発掘調査員がとても高齢化して減ってきているので、小さいときからそういう意識を子どもたちに植えつけるという意味でも、とてもいいことではないかと思う。その方向も少し今後考えていただきたいと思うが、いかがだろうか。

文化財課長

埋蔵文化財センターを設立した後に、運営の担い手として財団を考えているが、財団の設置の目的は当然発掘調査と、発掘調査によって得られた出土遺物についての整理、研究を行っていく。また、その遺物についての公開も、埋蔵文化財センターでどの程度の展示スペースを設けて公開ができるのかということは、今の時点でははっきり申し上げられないが、そういった財団の設置目的に沿って、ただ、現地での発掘調査に小さいお子さんを入れて調査をするというのは、なかなか難しいが、財団の事業の中で埋蔵文化財についての啓発を行っていく。例えば小さいお子さんを集めた勉強会とか、出土遺物についての説明会とか、そういったものは考えていきたいと思っている。

生涯学習部長

先ほどの委員長のお話は、12ページに、模式的に今の野村総合研究所の建物が3棟建っていて、従来はこの3棟のうちの左二つを博物館、右の本館を美術館と考えていたわけだが、今後、この基本計画の実施計画の中期と後期と第三期の基本計画、三期は平成28年からになるが、ちょうど真ん中の生物科学棟旧館に3万箱が収蔵されている。その3万箱を左側の新館に移転させて、ここを埋蔵文化財センターとして整備していこうと。それを後期実施計画の期間内に、27年度までの間にやっていこうと。真ん中にあった旧館については、昭和41年の築であるので、恐らく再生活用そのものが難しくなってくる時期に差しかかってくることから、将来的に第三期基本計画の中で、既存となっている埋蔵文化財センターの増設棟として、そこに歴史博物館等の整備をやっていこうと。そういう点では、先ほど担当課長が申し上げたように、博物館に関しては基本的な事業内容、施設内容は変えることなく、年次を延伸しながら段階的に整備していこうと。

今、藤原委員の話にもあったが、埋蔵文化財センターは収蔵品を収集して、保管して、整備して研究するが、博物館のそもそもの役目は収集、保管、そして調査・研究、展示という4つである。ここの埋蔵文化財センターで行う研究は、あくまでも掘り上げた出土品の研究で、鎌倉の中世歴史的な研究までいかない。研究機能を持つものは博物館が増設になったときに初めて展示と教育スキル、そして研究機能がここに入ってくるということである。

そんなことから、今、文化財課長が申し上げたように、子どもが発掘現場に入って発掘するということは、矢板を立てて、土どめをして、危険なところで発掘するので、そういう実体験の教育普及はできないが、博物館ができたときには、博物館の中に模擬的に発掘現場を再現してやっているとところもあるので、その中で教育啓発等をやっていけると思っている。

(報告事項はそれぞれ了承された)

(3) 行事予定(平成22年1月10日～平成22年2月9日)

教育総務部次長兼教育総務課長

16ページの行事予定表に記載のとおり、3月12日に中学校、3月19日に小学校の卒業式を予定している。教育委員の皆様におかれては、卒業式当日、御臨席、ごあいさつを賜りたいと考えている。詳細につきましては、別途、調整をさせていただくので、よろしくお願ひしたい。

行事予定報告に対する質問・意見 なし

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

<日程第2 議案第36号>

鎌倉市教育委員会事務分掌規則一部改正について

仲村委員長

日程第2 議案第36号「鎌倉市教育委員会事務分掌規則一部改正について」を上程する。
議案の説明について願います。

教育総務部次長兼教育総務課長

議案第36号「鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

議案集は、19ページから23ページまでを御参照いただきたい。

改正の理由は、生涯学習課の組織について効率化を図るため、2担当制を1担当制に移行し総務担当とすることなどに伴い、鎌倉市教育委員会事務分掌規則を一部改正しようとするものである。

それでは、議案集21ページの「鎌倉市教育委員会事務分掌規則新旧対照表」を御参照いただきたい。主な改正点を御説明させていただきます。

まず、生涯学習課の組織について、現在「総務担当」と「生涯学習施設担当」の2担当制の組織となっているが、効率化を図るために1担当制に移行し「総務担当」とする。そのため、21ページ、第3条の表、生涯学習部の生涯学習課の項中、「生涯学習施設担当」を削除する。

次に、生涯学習課の事務分掌のうち、国・県の支出金の申請等についての事項は、現在、原課が行っているため、同じく、21ページ、第4条の表、生涯学習部の生涯学習課の項中、第5号「国県の支出金の申請等についての事項」を削除する。

次に、生涯学習課の事務分掌について、事務の平準化を図るため、吉屋信子記念館についての事項及び吉屋信子記念館協議会についての事項を鎌倉生涯学習センターへ移管することに伴い、21ページ、第4条の表、生涯学習部の生涯学習課の項中、第10号及び第11号を削除し、22ページ、第12条の第2項第7号の「鎌倉市吉屋信子記念館の使用承認および使用料の徴収等についての事項」の下線部「の使用承認及び使用料の徴収等」を削除し、同項中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に第8号「鎌倉市吉屋信子記念館協議会についての事項」を加えるものである。

なお、この規則は平成22年4月1日から施行する。

以上で説明を終わる。

質問・意見

林委員

組織改正について、効率化を図るために統合するということだが、統合による弊害は何かあるのか。

生涯学習部次長

特に弊害はないと考えている。

林委員

そうすると、メリットは業務効率化とか、その辺を考えてという理解でよいか。

生涯学習部次長

現在、総務担当、施設担当、2担当の中で事務を執行して、現在でも双方の協力を得てやっている部分があるが、一つの担当にすることによって、柔軟な対応、また効率的な対応ができると考えている。

林委員

この吉屋信子記念館協議会について、鎌倉生涯学習センターに移管する経緯を教えてください。

生涯学習部次長

生涯学習センターで、各施設の予約システムで吉屋信子記念館の予約も受けている。生涯学習課で新たに野村総合研究所跡地の維持管理とか、前田邸の維持管理も事務的に増えるので、そういった意味で事務の平準化を図るということで、生涯学習センターに吉屋信子記念館を移している。

(議案第36号は、原案どおり可決された)

<日程第3 議案第37号>

学校医(眼科)の解嘱及び委嘱について

仲村委員長

日程第3 議案第37号「学校医(眼科)の解嘱及び委嘱について」を上程する。議案の説明についてお願いします。

学務課長

議案第37号「学校医(眼科)の解嘱及び委嘱について」、議案の説明をする。議案集は、24ページ、25ページを御参照いただきたい。

本件については、学校保健安全法第23条の規定に基づき、第一小学校、第一中学校学校医(眼科)として委嘱していた宮下俊輔氏、及び大船中学校の学校医として委嘱していた白川慎爾氏から諸事の理由により学校医(眼科)の職を辞したい旨の申し出があった。これによってこれを解嘱し、鎌倉市医師会から後任として推薦された高橋貴子氏を第一小学校、第一中学校2校の学校医(眼科)として、また高橋明弘氏を大船中学校の学校医(眼科)として委嘱しようとするものである。

任期は、前任者の残任期間である平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

以上で説明を終わる。

質問・意見

仲村委員長

生年月日とか住所の非公開は御本人の希望か、何か統一されているのか。

学務課長

基本的にはこういう場合に限り生年月日とか御住所の方は非公開とさせていただきます。

(議案第36号は、原案どおり可決された)

<日程第4 協議事項>

平成22年度鎌倉市学校教育指導の重点について

仲村委員長

日程第4 協議事項、「平成22年度鎌倉市学校教育指導の重点について」を協議する。
事務局から説明をお願いします。

教育指導課長

日程第4、協議事項「平成22年度、鎌倉市学校教育指導の重点について」。

本市学校教育の重点項目を明確にするため作成している「平成22年度学校教育指導の重点」の原案がまとまったので、議案集は26、27ページ、本日、差しかえという形で出されている資料を御覧いただきたい。

平成22年度は、新学習指導要領による新教育課程への移行2年目であり、小学校が平成23年度、中学校が平成24年度となっている新教育課程の完全実施に向けて、そのねらいや内容を周知徹底するとともに、各学校において試行・課題の整理・改善をする中で、教師の授業力向上の取り組みを推進する年と位置づけたいと考えている。

あわせて、子供の育ちと学びの連続性、一貫性を目指した小中一貫教育を推進していくために、本年1月に設置した小中一貫教育検討委員会で基本方針の検討・策定をするとともに、現在各中学校ブロックで実践している小中連携の取り組みをさらに進めていきたいと考えている。

また、3年間の全国学力・学習状況調査の結果分析から見た本市の小中学生の課題である「書く力・読みとる力」「自尊感情・規範意識」については、教育委員会・学校が協力のもと、意識して取り組む必要があると考え、重点項目の中に入れた。学校訪問等で研究協議・指導助言をしたり、教育センター主催の教職員研修のテーマとしていく予定である。前年度からの変更箇所を「濃い網掛け」で示した。「薄い網掛け」で示した「いじめ・不登校防止」「特別支援教育」「読書活動」「清掃活動」「食育」「規範意識」は、平成21年度からの継続事項だが、引き続き重点的に取り組む必要があると考えている。

今後、本日の御意見を受け、また、多少スタイルを見やすくするよう検討を加え、平成22年度4月定例校長会に報告後、全教職員に配付し、その周知を図る予定でいる。

以上が、「平成22年度鎌倉市学校教育指導の重点」の概要である。

質問・意見

仲村委員長

ただいまの鎌倉市学校教育指導の重点について、御質問、御意見を。非常に大事なところだと思うので、少し丁寧にやっていただければと思うが。

林委員

ところどころ旧指導の重点と見比べたときに、言葉が削除されているものとかも、あと、順番が変わったようなところがあるのだが、例えば指導の重点、右側のイメージ図の中で、安心して学び生活できる学校づくりの中に、いじめや不登校の予防という形になったが、旧教育プランの中には、さらに予防と支援体制の充実という言葉が入っていた。この微妙な削除等はなぜ発生したのか。今のところのだけでもお聞かせいただけないか。

教育指導課長

今、挙げていただいたいじめや不登校の予防については、先ほどの説明のとおり継続して取り組んでいく必要があるものにとらえているが、予防をする中で今後の支援体制も含まれているということで、言葉としては削除をさせていただいた。御意見をいただいて、この先検討してまいりたいと思う。

林委員

文字面は単純な削除なのかもしれないが、言葉の中に持っている意味もあると思うし、担当されている場所、担当の方のモチベーションも含めて、削ることによる弊害もあるのではないかと私は考える。ここの部分について慎重に扱われた方がいいと思うので、よろしくお願ひしたい。

仲村委員長

今の林委員の御意見に加えて私から意見を言わせていただくと、予防もちろん大事だが、現在、鎌倉市には結構な数の不登校がいる。予防どころか今いる人をどうするのか。それも非常に重要だと私は認識している。

藤原委員

これから小中一貫が推進されていくわけだが、イメージ図に21世紀を担う子供の育成とあるが、これは小中一貫が推進されるからこそ、今後は鎌倉の子供たちをどう育てるか、子供像をはっきり持った方がいいと思う。21世紀というと漠然としているが、文科省から出た生きる力の育成はとても大事で、そういうことをうたっているのだと思うが、もっと明確に、どういう鎌倉の子どもを育てるか、きちっと明文化した方が現場でも動きやすいのではないか。今後の課題としてぜひ検討していただきたい。

教育長

これはかまくら教育プランの前文の中でもその理念が述べられているので、そこからこのイメージ図もつくられている。もう一度、鎌倉教育プランの前文を丁寧に読まなければいけないかなと思う。

あそこで、十分なる将来を見通した鎌倉の子どもたちのイメージが述べられているのではないかと思っているので、もう少しその部分の具体性をこの中にあらわせたらいかなと思う。

山田委員

ちょっと視点が変わるかもしれないが、教職員の資質向上という6番に関連してお尋ねしたい。いろいろと聞いているところによると、公立の教職員の潜在的負担というか、保護者とのかかわりをも含めて、純粋な勉学に対する時間以外に、精神的に費やす時間が長いのではないか。

基本的に、教師は生徒たちに愛情を持って教育に当たり、そして生徒は教師を尊敬して教えを請うという構造があつて、それを保護者が見守るという態勢が常だと思うが、その辺が崩れて、保護者のかかわり方も年々強くなってきたり、そうなると教職員の負担は非常に大きいのではないかと察している。

そのあたりの道德教育として、学校教育に入る新小学1年生の段階で教えていただくというのはどういうことなのかという心構えがきちんとあると、その後9年を通じて将来の学問にかかわる際に、素直な気持ちで教えをいただくという子どもの心を育てるのではないか。それが、この指導の重点の中かどうかかわからないが、盛り込まれるといいのではないか。

林委員

指導の重点項目の中で、新しく追加されていることが二つあったので両方について聞きたい。一つは3番項の中に入っている上から三つ目、言語活動を充実させるとある。現状に比べて充実させるということだと思うので、実際、現在の状態、現状分析ができている状態で、何を上乘せるのか。具体的な方針とか項目の洗い出しは既に終わっているのか。

教育指導課長

言語活動を充実させるというのは、新学習指導要領のキーワードにもなっている。ややもすると学校の授業が知識伝達型、いわゆる教師が児童・生徒に対して講義調の授業が今までは多かった。それを、例えば話し合い活動とか、発表活動とか、あるいは算数・数学でもグラフを読み取って意見交流をする、理科などは仮説を立てて実験をして、その結果を討議して、ほかのグループに発表するという形で、言語活動をすべての教科で充実していこうと。言語活動とは国語だけではなくてすべての教科で、今言ったように話し合い、発表、そしてそれをまとめるということが今度の学習指導要領のキーワードになっている。そのような意味での言語活動の充実ととらえ記載した。

今年度の研究発表などを見ると、今までの学校の授業のスタイルが変わってきて、グループ活動とか発表活動とか、さまざまな教科でそのような取り組みがされてくるので、来年度以降、研究校だけではなくて、すべての学校でそのような取り組みをしていきたいと考えて

いる。

林委員

今のところは、6の教職員資質向上への取り組みの中の授業への向上も含まれていると理解した。ここの部分の研究発表等は他市、ほかの自治体のものを見させていただいたが、いろいろな形で報告されているのが現状だと思う。教職員の方々もそういうところに見に行く機会等を積極的にふやしていただきたい。現場を見ているとなかなかできないものも多いと思うので、情報収集等の時間もとってあげていただきたいと思う。

もう一点、4番の「道德教育を充実させ」の部分。昨年までは道德教育、読書活動、清掃活動を通して豊かな心を育成するというものが、今回、「道德教育を充実させ」という形で、ここだけ記載方法、記述内容が変わっている。ここに対する思い入れとか、変化等について聞かせていただきたい。

教育指導課長

道德教育は授業だけではなく、すべての教育活動を通して行うものというイメージをした。

そして、昨年と比べて読書活動とか清掃活動が道德と並列ではなくて、道德がまずあって、その中でこんな心を育てたい、こんな子供を育てたいというのに読書活動とか清掃活動を通して、道德で教えた徳目につながっていくのだろうということで、表現をこのように変えさせていただいた。

林委員

今の部分は情報発信も含めて、教育指導課が中心になるのだろうと思うが、現場に対する御指導とか伝達を積極的にやっていただきたいと思う。

文字で書くと、たったこれだけのことだと思うが、先ほど言った充実させるということで、現状分析があって、その中に上乘せがある、上積みがあるという前提で、ここは読んでるので、来年、このタイミングなのかかわからないが、この充実させた部分が、こんなことができて子供はこう変わったという成果も含めて、ぜひ御報告いただきたい。

教育長

冒頭の山田委員の話は、鎌倉の場合は昭和51年から幼・保・小の連携教育を進めている。ここに至って、特に小学校1年生のあり方、今まで中1ギャップと言われていたが、今は小1プロブレムと言われている。いわゆる幼稚園、あるいは保育園から1年生に上がった段階で小学校の先生が戸惑うことは、私も教師になったときに受け持ったのが1年だったのだが、そのときの私の1年生のイメージは、みんなちゃんとしていて、立ち歩くような子供はいなかった。一斉に、今度の新しい先生はどんな先生だろうと興味を持って、正面を向きながら不安そうな顔をしている目が今でも忘れない。今の子供たちはそうでなくて、自分から積極的に教師に向かって働きかけていくという子供に変化している。と同時に、自分の置かれている立場が、テレビを見ているような状況の中にある。例えばテレビを見ている途中で立って、おせんべいを食べたり、あるいはトイレに行ってしまう。それがいわゆるテレビを見ているような状況なのだが、それを学校の中に持ち込まれているという状況にあると専門家

は言っている。

先生が授業をやっているにも勝手にトイレに行ってしまうたり、あるいは校庭に出ていってしまう子供がちらほら目立つ。それが今の子供たちのある意味での実態ではないかと思う。低学年を最初に持った先生が、授業というのはこうなのだよ、勉強中はこうなのだよと教える、それに最低でも一月ぐらい時間かかるだろうと思っている。

4月いっぱい、小学校1年生は学校の中を担任の先生がクラスごと連れ歩いて、ここが職員室、ここが理科室、ここは体育館、そういう中で今度は教室に帰ってきて、勉強はこういうふうにしませうねと、しつけみたいなどころから始める。そういうことをきちっとやっている先生と、そこまで先生側が把握していなくて、すぐに授業に入ってしまうという先生との差がそこに出てくる。そのあたりも、学校の中でベテランの先生方が新しく入ってきた先生方の指導に当たってもらいたい。我々が教師になりたてのころは、必ず年配の先生方からいろいろアドバイスを受けた。アドバイスだけではなくて、こういうやり方ではだめなのだとか叱られたこともある。今の学校の中は、先生同士で教え合う、お互いにそういう意味での教えられるということが不足しているのではないか。

例えば、私みたいに新しく入ってきた先生がすぐに小学1年生を持たされる。教育実習でやった3、4年生、5、6年生と同じように1年生に立ち向かっていくから、子供たちが平気で歩き回っているというような状況を呈しているのではないかと思う。

そういう意味での先生方の資質向上の中に、それぞれの子供たちの精神的な面での発達をしっかりと理解しながら子供たちに対応していかないと、やはり子供たちも戸惑うし、今度の先生はちょっと違うのではないかという家庭の不安が出てきて、学校に対して、もう少しあの先生の指導について考えてほしい、クレームとなったら終わり。年間を通して、大勢のお母さん方が学校に来て、あの先生を何とかしろということはそんなにない。ただ、中には、今、山田委員もおっしゃっていたが、学校に対して、あるいは担任に対して精神的な圧力を加える保護者がいないとは限らない。たまにそういう話は聞く。そういう意味で学校教育問題対策委員では、弁護士の先生、あるいはカウンセラーの先生、あるいは校長のOBを含めた4人体制で、その対応をさせていただいている。これは非常に有効に働いていることは事実で、今後、もう少しこの中身を充実させて、もっともっと学校が安心して授業の臨める、あるいは学校生活に臨めるような学校の中身を考えていきたいと思っている。

もう1点の道徳教育は、課長も言っていた、しつけみたいな問題になると思う、これは学校教育活動全体の中で行いなさいというのが基本である。道徳教育は年間35時間しかない。低学年はもっと少ない。わずか1時間の中でそれをどうこうしろということではなくて、休み時間でも給食の時間でも授業中でも、必要があれば教師はそういう指導をしなければいけない。これをひっくるめて道徳教育という形でまとめている。特別そこに集中してやれという意味ではない。常に学校は、そういう姿勢でもって臨んでほしい。集団生活と個の生活というのはそこに違いがあるわけで、そこを取り違えると、家庭によっては自分の家庭の教育の仕方と学校の違う、そこに齟齬が生じて、学校に対して不満や不安を持つ保護者も出てくる。そのあたりに学校全体としてどうやって取り組んでいくかは、学校という一つの組織としての考え方をまとめておかないと、結果的に家庭に対して、あるいは地域に対して、不平や不満、不安を与えてしまうのではないかと思っている。

そういう意味で、ここにあるかまくら教育プランの中身は、書いてあることは非常に短い

が、一つ一つの文言が非常に重たいのだと、学校自体も理解してもらわないと困る。そういう意味で今御協議いただいている。

長くなってしまったが、以上である。

林委員

全体的な感想としては、すごく見やすくなっていると思う。今、熊代教育長がおっしゃっていただいたとおりで、一個一個の言葉の意味もあると思う。ディスカッションはすごく重要ではないかと思う。先生方の解釈がそれぞれ違うと思うので、できるだけ多くの解釈を集めることによって、こういった道徳教育一つ、その他の項目等についても、いろいろな解釈が出てくると思うので、この言葉の意味をさらに深堀りするような工夫もぜひしていただきたい。せっかくこうやって見やすくなっているのに、そのポイントポイントが拾えるのではないかと思うので、ぜひそんな工夫もしていただきたいなと思う。

山田委員

私も同意見だが、先ほどこれが4月に教職員の方々に配付されるというお話で、その後の具体的な推進方法というか、各学校や先生方にばらつきがないよう、一定して推進するために何かされるのか。あるいは具体的な実施要項のようなものがさらに配付されるのか。

教育指導課長

この教育指導の重点の周知徹底については、まずこれを全教職員分印刷し、その後、校長会、教頭会、例えば道徳担当の教員、あるいは児童・生徒指導の担当教員という会議が年度初めに次々とあるので、その中で、特に担当にかかわる部分、こんなふうな形で取り組んでいきましょう、ここが重点ですと、そして、今、委員方の御指摘にあったように、先生方からもその解釈、意見をいただいて、教育委員会と学校が同じ方向を向かっていけるようにしたいと思う。そして、5月中旬ぐらいから始まる学校訪問については2年に一度だが、私から各学校に教育指導の重点の詳細について話をし、その学校がどういう取り組みをしているのかというのを聞き取る機会はある。

仲村委員長

本当に基本方針とか重点項目は非常に立派で、本当に素晴らしい内容である。今、山田委員が言われたように、これどうやって具現化、具体化させるかということが大事で、そのためには、場合によってはいろいろなマニュアルをつくるという方法も一つだろうし、あるいは講習会とか、やり方はいろいろあると思うのが、建前だけに終わらないで、それを具現化、具体化できないと結局、何もならないのだと思う。ぜひそれを具現化できる方法を考えていただければと思う。

山田委員

先ほどのお話で、どのように説明されるかがわかったのだが、その検証はどのように行われるか。

教育指導課長

それぞれ学校が、かまくら教育プラン、そしてまた年度ごとの教育指導の重点を受けて、学校での学校目標を年度ごとに、多少なりとも修正をしながら児童・生徒の指導に当たっている。その学校目標の具現化というか、どのように展開をしていくかということについて、学校評価の年度初めに重点項目を各学校が定め、学校がそれぞれの教育課程、児童・生徒指導等でそれを実践していき、年度末にその学校評価の取り組み状況、あるいは反省という形で報告をしていただいている。

また、かまくら教育プランについても本委員会でも毎年取り組み状況を報告させていただいている。かまくら教育プランの具現化という形で年度重点項目を決めているので、そういった形で今後報告していけると思う。

仲村委員長

つけ加えると、どれだけうまくいったかとか、どれだけ実現できたか、これを測るメジャーはあるものとなないものがある、どれだけ成果が上がったというのが計りにくいものもある。不登校は数が出ているわけだから、この年度はどのぐらい、これだけ努力したらこれだけ減ったとか、数が出るので、ぜひ、それをやっていただきたいと思う。

(質問・意見なし)

仲村委員長

それでは、ただいま各委員から出された意見を踏まえて、平成22年度鎌倉市学校教育指導の重点について、事務手続を進めていただきたいと思います。

以上で本日の日程はすべて終了した。3月定例会を閉会する。